

# 働 や み ざ き

## 主な内容

「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度のご案内	1
仕事と生活の両立応援宣言のご案内	2
労働委員会のご案内	2
ハロートレーニング（委託訓練）の受講者を募集します！	3
全国安全週間のご案内	3
ハッピーライフローンのご案内	3
雇用調整助成金のご案内	4
小学校休業等対応助成金のご案内	5
県立産業技術専門校オープンキャンパスのご案内	6
中小企業労働相談所をご利用ください	6
労働相談 Q&A	7
移住支援金のご案内	8
「インターンシップ NAVI」登録学生・登録企業受付中！	8
外国人留学生の採用をサポートします！	8

2020.6 no.445



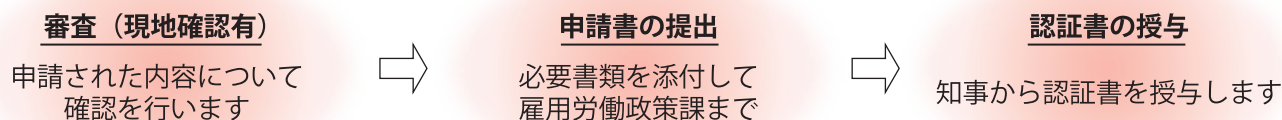
## 「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度のご案内

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を認証する制度です。

申請は随時受け付けています。「働きやすい職場『ひなたの極』」企業等を目指してみませんか。

※25項目からなる審査票の得点が85%以上の場合に取得できます。

### 認証までの流れ



### 認証のメリット

- 就職説明会、企業ガイダンス等への優先参加
- 企業ガイドブックの優先掲載
- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置等



### ◆お問合せ先◆

宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 ☎0985-26-7106

働きやすい職場「ひなたの極」

検索



▲「働きやすい職場『ひなたの極』」ロゴマーク

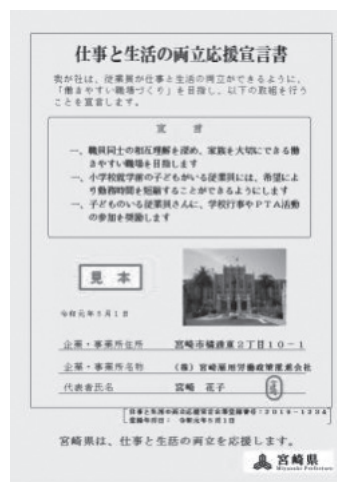
# 仕事と生活の両立応援宣言のご案内

宣言企業・事業所を募集しています！

「仕事と生活の両立応援宣言」とは、企業・事業所のトップの方に従業員が仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言していただく制度です。

登録後は宣言書（右見本）を額縁に入れてお渡しするとともに、県庁HPで公表するなど、広くご紹介させていただきます。

下記問合せ先にお電話いただければ、申込書を職員が直接手渡すかまたは郵送いたします。県庁ホームページからも申込書がダウンロードできますのでぜひご活用ください。



宮崎県 仕事と生活の両立



## ♥新しい登録企業のご紹介♥

### ◇4月登録◇

- ★株式会社 Shin
- ★有限会社 尾鈴ミート
- ★株式会社 パシック
- ★このはな不動産
- ★ウッドエナジー協同組合

### ◇5月登録◇

- ★株式会社 徳満建設
- ★有限会社 生目緑地建設

### ◇6月登録◇

- ★南国興産株式会社
- ★株式会社 ジャストエンジニアリング

### ◆お問合せ・お申込み先◆

宮崎県雇用労働政策課  
労政福祉担当  
TEL：0985-26-7106  
FAX：0985-32-3887

# 宮崎県労働委員会のご案内

宮崎県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた職場のトラブルについて、随時、秘密厳守・無料で相談を受け付けています。

【受付時間】 平日 8：30～12：00、13：00～17：00

【相談方法】 電話、面談、FAX、インターネット（HP内の専用フォーム）



働くあんしんサポートダイヤル  
0985-26-7538

相談無料！

匿名OK！

秘密厳守！

- 労働者・使用者どちらからのご相談も受け付けます。
- 労使双方の主張をお聞きして歩み寄りによる解決をお手伝いする「あっせん」も行っています。

宮崎県労働委員会

宮崎市橘通東1丁目9番10号（県庁3号館6階）  
FAX：0985-20-2715



◀労働委員会  
ホームページ

## ハロートレーニング（委託訓練）の受講者を募集します！

県では、離職者の方が就職するために必要な知識や技能（パソコンスキル・介護等）を習得し、早期に就職するための職業訓練を、民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

### 1 受講対象者

ハローワークに求職申込みを行っており、ハローワークから訓練受講のあっせん（受講指示、受講推薦または支援指示）を受けられる方

### 2 受講料

無料です。（ただし、テキスト代や資格取得試験にかかる受検料等は実費負担）

### 3 申込方法

お住まいの住所を管轄するハローワークで職業相談のうえ申込手続きをしてください。

宮崎県のホームページや宮崎労働局のホームページにおいて、これから受講可能な職業訓練を掲載していますのでご覧ください。

### 4 主なコース内容と訓練期間

主なコース内容	訓練期間
◇パソコン操作（Word、Excel、PowerPoint）等の技能と知識を習得するコース	3か月
◇医療事務や情報処理技術、Webクリエイターといった専門的知識を習得するコース	4～6か月
◇介護職員初任者研修、介護職員実務者研修といった介護系の知識を習得するコース	3～6か月

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課人材育成担当  
宮崎県立産業技術専門学校

TEL：0985-26-7107  
TEL：0983-42-6505

## 全国安全週間のご案内

毎年7月1日から7月7日までは、全国安全週間です

労働災害を防止するために、それぞれの事業場において安全意識を高め、事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指していきましょう。

★令和2年度 スローガン **エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減**

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL：0985-26-7106

## ハッピーライフローンのご案内

県では、中小企業にお勤めの方の生活と福祉の向上を目的として、低利率の融資制度を設けています。

県内に1年以上居住し、かつ県内の同一中小企業に1年以上お勤めされている方などの申込条件を満たす方であれば、九州労働金庫を通じてご利用いただけます。

項目	教育資金	生活資金
年利	1.3%	2.9%
限度額	500万円	100万円
返済期間	10年以内（最長4年の元金措置可）	5年以内

※ 融資には九州労働金庫の審査があります。また、別途保証料がかかります。



◆お問合せ先◆九州労働金庫宮崎県内各営業店  
ローンセンター宮崎(0985-26-9207)、延岡支店(0982-35-6655)、都城支店(0986-23-2737)、他8店舗

# ～宮崎労働局からのお知らせ～

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 中小企業の皆様への 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

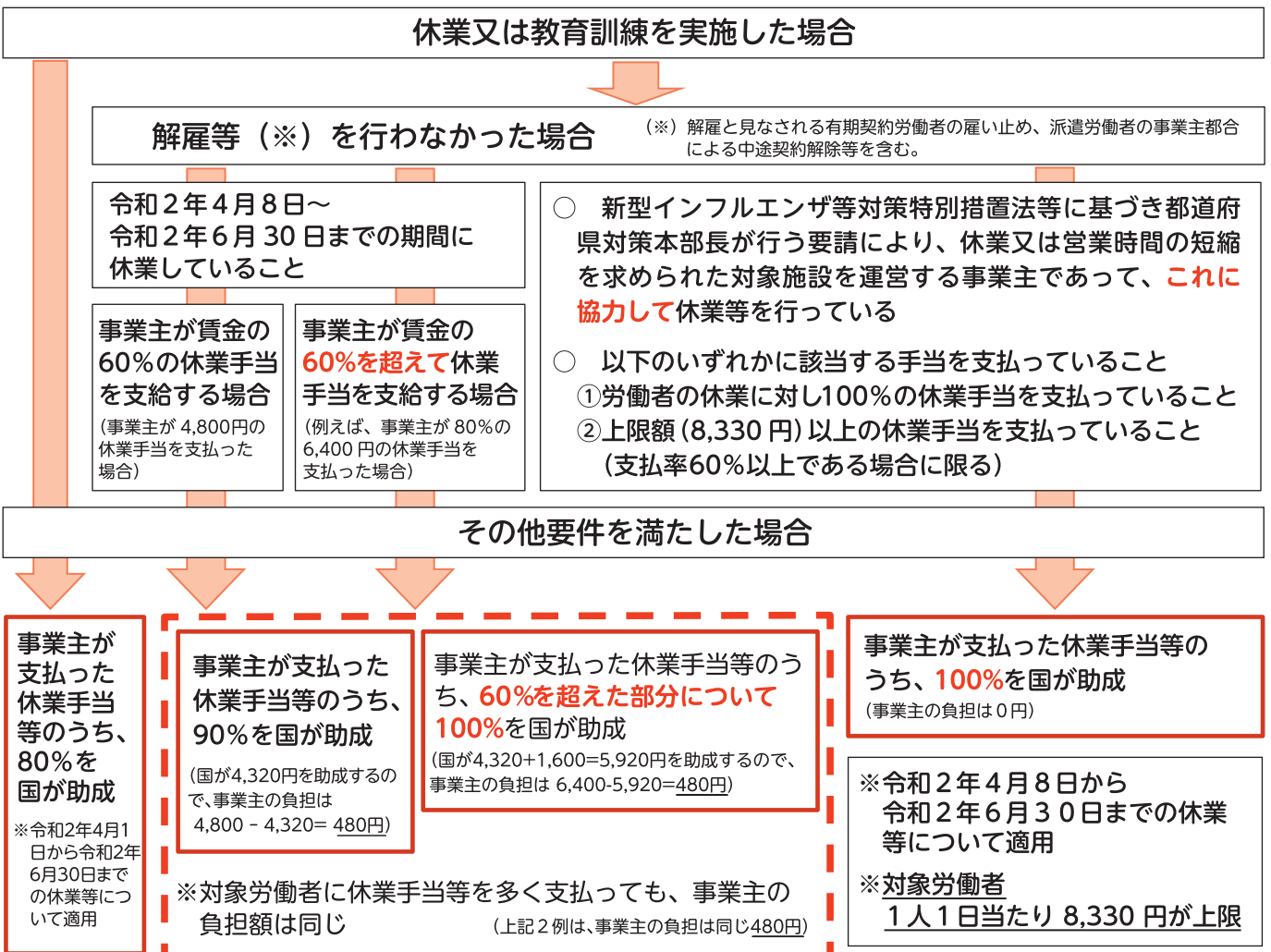
### 【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける**中小企業**を対象とします。

### 【特例措置の内容】

例として、以下括弧内に平均賃金が1日8,000円である場合の助成額（※）を記載しています

※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率（休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%）を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。



 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

※令和2年5月1日現在の内容のため、今後、変更されることがあります。最新の情報は、以下の厚生労働省 HP からご確認ください。また、厚生労働省のホームページに雇用調整助成金の概要や活用の流れなどを記載したガイドブック(簡易版)などがございますので、こちらもご活用ください。

※小規模事業主(従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主)の方については支給申請が簡単になりました。

厚生労働省 雇用調整助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html)

申請・お問合せ先

宮崎労働局職業安定部職業対策課 助成金センター

TEL:0985-61-8288

# ～宮崎労働局からのお知らせ～

## 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

### ◆対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金金額支給）の休暇を取得させた事業主。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### ◆支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10（※支給上限は1日あたり8,330円）

### ◆適用日

令和2年2月27日～6月30日の間に取得した有給の休暇（※春休み等、学校が開校する予定がなかった日等は除きます。）

### ◆申請期間

令和2年9月30日まで（※事業主ごとに、可能な限りまとめて申請をお願いします。）

- ① 令和2年5月11日現在の内容のため、今後、変更されることもあります。最新の内容、支給要件の詳細や具体的な手続きは、以下の厚生労働省ホームページにて確認ください。  
また、申請書の様式は、厚生労働省ホームページから印刷してください。

※[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

- ② お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

- ③ 申請書の提出は、下記の**学校等休業助成金・支援金受付センター**

（厚生労働省の委託事業者）に、郵送（配達記録が残るもの）してください。

＜北陸、中部、九州（宮崎）・沖縄地区＞

〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる1F

※**新型コロナウイルス感染症による小学校等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）**についても、お問合せ先は上記のコールセンター（フリーダイヤル0120-60-3999）、申請先は（〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる1F）になっています。

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

# 県立産業技術専門校 オープンキャンパス（入校説明会）のご案内

県立産業技術専門校と県立産業技術専門校高鍋校のオープンキャンパスを開催します。

## ○県立産業技術専門校（西都市）

高卒者以上を対象とした4訓練科（2年課程）があります。

（木造建築科・構造物鉄工科・電気設備科・建築設備科）

開催日：7月11日（土）、8月30日（日）

時間：午前10時～午後3時20分（予定）

午前は、専門校の概要や入校試験等の説明

午後は、希望する訓練科の実習体験（無料）ができます。

（※1人あたり2科まで体験可能）

会場：県立産業技術専門校（西都市大字右松362-1）

※事前に申込（FAX又は郵送）が必要です。

### ◆お申込み・お問合せ先◆

県立産業技術専門校

TEL:0983-42-6501 FAX:0983-42-6511

HP <http://www.miyazaki-sangi.ac.jp>



就職率ほぼ100%!  
専門校が誇る充実した施設で、  
きめ細やかな実習指導を体験し  
てみませんか!

## ○県立産業技術専門校高鍋校（高鍋町）

開催日：①建築科、塗装科：8月21日（金）午前9時30分～午後3時（予定）

※中卒者以上を対象とした訓練科（1年課程）

②販売実務科：8月24日（月）午前9時30分～午後3時（予定）

※知的障がい者を対象とした訓練科（1年課程）

内容：専門校概要説明、実習体験（無料）

会場：県立産業技術専門校高鍋校（高鍋町大字南高鍋1770）

※事前に申込（FAX又は郵送）が必要です。

### ◆お申込み・お問合せ先◆

県立産業技術専門校高鍋校

TEL:0983-23-0523 FAX:0983-22-0065



## 中小企業労働相談所をご利用ください

県では、県内4か所（宮崎、日南、都城、延岡）に中小企業労働相談所を設置し、県内の労働者、労働組合や事業主等からの労働問題に関する相談に応じ、その解決をサポートしています。

・相談時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。

・電話又は面談により承ります。費用は、無料です。お気軽に御相談ください。

### 宮崎中小企業労働相談所

（県雇用労働政策課内）

所在地：〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1

TEL:0985-44-2618

### 都城中小企業労働相談所

（都城県税・総務事務所内）

所在地：〒885-0024 都城市北原町24-21

TEL:0986-23-4518

### 日南中小企業労働相談所

（日南県税・総務事務所内）

所在地：〒887-0031 日南市戸高1-12-1

TEL:0987-22-2714

### 延岡中小企業労働相談所

（延岡県税・総務事務所内）

所在地：〒882-0872 延岡市愛宕町2-15

TEL:0982-33-2862

※7ページの「労働相談Q&A」も是非ご覧ください。

宮崎県中小企業労働相談所

検索

## 労働相談

## Q&amp;A



中小企業労働相談所に寄せられた相談をもとに、お答えします。

**Q1** コロナウイルスの影響で従業員を休業させる場合、注意することはありますか？

**Q2** 休業させた場合、国からの助成はありますか？

**A1** 従業員を休業させる場合、まずは、労使で十分に話し合い、従業員の不利益を回避するような努力を行い、また、休業中の賃金について安心して休暇を取得できる体制を整えることが必要です。その上で休業させる場合は、事業主は原則として平均賃金の60%以上の「休業手当」を支払う必要があり、具体的には、以下のような点に留意する必要があります。

「使用者の責に帰すべき事由」による休業の場合は、事業主は労働基準法第26条に基づき「休業手当」を支払う必要があります。ただし、「不可抗力」による休業の場合は、事業主に休業手当の支払い義務は発生しませんが、「不可抗力」によると判断されるためには、以下の2つの要件を満たす必要があります。

①その原因が事業の外部より発生した事故であること

例えば、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく対応が取られる中で、営業自粛の協力依頼や要請等を受けた場合のように事業の外部で発生した事業運営を困難にする要因が挙げられます。

②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしても、なお避けることができない事故であること

事業主が休業を回避するための具体的な努力を最大限尽くしていると言える必要があります。

具体的な努力を尽くしたと言えるかについては、「自宅勤務等の方法により従業員を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか」や「従業員に他に就かせる業務があるにもかかわらず休業させていないか」といった事情から判断することになります。

また、新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合、休業期間中の賃金支払いの必要性については個別事案ごとに諸事情を総合的に判断することとなっているため、休業させる前に労働基準監督署等に相談してください。

(例えば、従業員が新型コロナウイルスに感染したため、その従業員を休業させる場合は、一般的に「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。従業員が会社の健康保険に加入している場合、要件を満たせば、健康保険から【傷病手当金】が支給されます。)

なお、「休業手当」は、【平均賃金の60%以上】支給することとなっていますが、平均賃金の計算方法は原則として、「平均賃金を算定すべき事由(休業等)が発生した日以前3か月間に、その従業員に対して支払った賃金の総支給額を、その3か月間の歴日数で割った金額」です。ただし、賃金締切日があるときは、算定すべき事由が発生した日の「直前の賃金締切日」から3か月間となります。

※ 詳しくは、厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)」を御覧ください。

**A2** 休業させた場合の国からの助成制度は「雇用調整助成金」があります。従業員を休業させ、労働基準法第26条に基づく「休業手当」を支給した場合、要件を満たすことで雇用調整助成金の支給対象となります。

雇用調整助成金の申請にあたっては、出勤簿や賃金台帳などの提出が必要なほか、様々な要件があります。また、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置(要件緩和等)が講じられています。詳しくは労働局にお問い合わせください。(問合せ先や5月1日現在の特例措置については、4ページ参照)

このような問題についてお困りの場合は、6ページの中小企業労働相談所にご相談ください。

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL：0985-26-7106

## 移住支援金のご案内

県では、全国からのUIJターン者に対して、市町村を通じて『移住支援金』を支給する事業を行っています。

UIJターン者が移住支援金を受給するためには、『県のマッチングサイト（ふるさと宮崎人材バンク）上に「移住支援金対象」と表示されている求人に応募し、就業すること』などの条件があります。

事業所の皆様が移住支援金対象の求人を掲載するためには、次の①②の手続きが必要です。

対象事業所への積極的な登録をよろしく申し上げます。

### ①移住支援金対象事業所に係る登録申請書の提出

申請書をダウンロード後（※）、必要事項を記入し、法人の代表者印を押印の上、以下の担当宛に郵送してください。

#### ○郵送先

〒880-8501（住所不要）

宮崎県雇用労働政策課 雇用対策担当 宛

### ②「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページでの企業情報・求人情報の登録

「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページ上で、企業情報と求人情報を登録してください。

「ふるさと宮崎人材バンク」アドレス

<https://back-to-miyazaki.jp>

ふるさと宮崎人材バンク



※申請書は「ふるさと宮崎人材バンク」上の「移住支援金」のリンク先からダウンロードできます。

#### 【その他・留意事項など】

○移住支援金の額は、UIJターン者が世帯の場合で100万円、単身の場合で60万円です。

○対象事業所の要件は、ふるさと宮崎人材バンクの「移住支援金」のリンクから確認してください。

〔注〕令和2年4月1日から、対象事業所の要件が緩和されました。また、個人事業主の方も対象です。

○移住支援金の対象となる求人は、「正社員」の求人のみです。

## 「みやざきインターンシップNAVI」登録学生・登録企業 受付中!



インターンシップへの参加を希望する学生と、県内の受入企業とのマッチングを行うサイトです!

みやざきインターンシップNAVI



#### ◆お問合せ先◆

運営委託先：リクルーティング・パートナーズ株式会社

☎099-248-8998 E-mail：internshipnavi@3140pa.com

宮崎県雇用労働政策課雇用対策担当 ☎0985-26-7105

## 外国人留学生の採用をサポートします!

### ① 採用戦略の構築支援

これまでの採用成功事例を基に、実功可能性の高い個別支援を実施。

### ② 求人票作成支援

ターゲットに対して訴求力の高い求人票の作成を、経験豊かな担当者が支援。

### ③ 就労ビザ申請・取得支援

業務内容と合致した専攻分野の留学生を御紹介するだけでなく、就労ビザ取得も支援。

### ④ 定着支援

文化の相違やコミュニケーションに関する注意喚起、受入体制の構築などの支援。

宮崎県 外国人留学生採用



#### ◆お問合せ先◆

運営委託先：リクルーティング・パートナーズ株式会社

☎092-400-3140 E-mail：miyazaki\_ryugakusei@3140pa.com

宮崎県雇用労働政策課雇用対策担当 ☎0985-26-7105